

尾張旭市議会傍聴規則

〔平成15年12月26日〕
〔議会規則第2号〕

尾張旭市議会傍聴規則（平成4年議会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項及び尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）第39条第2項の規定に基づき、本会議及び委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席（議場は、車いす席を含む。）及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の傍聴人の定員は、議場は41人（車いす席2人を含む。）とし、委員会室は5人とする。

（傍聴券等の交付）

第4条 本会議又は委員会（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に必要事項を記入し、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第5条 傍聴券は、会議の当日所定の場所で先着順に交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

（傍聴証）

第6条 傍聴証は、議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

（傍聴券等の提示）

第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

（傍聴券等の返還）

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、傍聴証を返還しな

なければならない。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議を妨げ、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる物を携帯し、又は着用している者
- (2) 意思を表示した物その他示威又は宣伝の類の物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議の妨げとなることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 飲食をしないこと。ただし、議長又は委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等の音を発する機器を使用しないこと。
- (6) 議長の命ずること及び係員の指示に従うこと。
- (7) その他議場若しくは委員会室の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (8) 乳幼児を同伴して傍聴する者にあつては、当該乳幼児に前各号に定める事項を遵守させること。

(写真撮影、録画及び録音等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。

ただし、特に議長又は委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長又は委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。